

常総市開発行為等に係る水道施設設置手続きの流れ

1. 開発行為等に係る配水施設設置及び給水申込書（様式第1号）の提出 ※2部
2. 水道施設設置協定書 ※2部
3. 開発行為等に係る水道配水施設設計審査願（様式第2号）の提出 ※2部
4. 事務費，分担金の支払い ⇒ 水道課発行の納入通知書により納入
5. 工事の最終打ち合わせ
6. 警察の道路使用許可取得
7. 月別・週別工程表の提出
8. メーカーリスト，材料承認願，材料検査願いの提出
9. 材料検査
10. 不断水工事等の立会い（※割 T 字箇所の水圧検査）
11. 配管工事
12. 路盤出来形検査立会い
13. 通水の立会い
14. 水圧テスト（0.75MPa）※
15. 竣工書類の提出（A1 図面・写真帳・出来形管理表等）
16. 竣工検査
17. 開発行為等に係る配水施設寄附申込書（様式第3号）の提出 ※2部
18. 土地使用承諾書（様式第4号）の提出 ※2部

※制水弁，排泥弁等の操作はしないこと。

上記の流れで進行していき，問題点及び不明な点が発生した時は，随時協議すること。